

平成30年4月9日に発生した島根県西部を震源とする地震被災者に対する
災害対策生活資金の対応について

平成30年4月16日
島根県農業協同組合

平成30年4月9日に発生した島根県西部を震源とする地震で被災した組合員の早期復旧を支援するため、以下のとおり災害対策生活資金の対応を行います。

1. 災害対策生活資金の概要

(1) 貸付対象者

災害により被災した組合員。ただし、行政が発行する罹災証明書等により被災の事実を確認できたものに限る。

(2) 資金使途

生活維持安定のために当面必要な生活資金

(3) 貸付金額

保証機関を利用する場合：5万円以上1,000万円以内

保証機関を利用しない場合：5万円以上500万円以内

(4) 貸付期間

保証機関を利用する場合：15年以内（うち据置期間1年以内）

保証機関を利用しない場合：10年以内（うち据置期間2年以内）

(5) 貸付利率

保証機関を利用する場合：0.80%（固定）

（基金協会保証料率：0.20%）

保証機関を利用しない場合：1.20%（固定）

2. 取扱期間

平成30年4月10日（火）から平成31年3月29日（金）

以上

【本件にかかる照会先】

島根県農業協同組合

融資部 融資課

担当（笹田、錦織）

Tel：0852-35-9029

金融部 推進企画課

担当（今岡、中尾）

Tel：0852-35-9033